記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話048―600―0403

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

公　示　送　達

送達を受けるべき者		送達する書類	
住所	氏名	事件の表示	書類名
岩手県盛岡市加賀野二丁目８番24―606号	千代川健裕	特願2008―321574	補正指令書
東京都港区海岸３丁目26番地１号	株式会社ワイズメディアテクノロジー	商願2007―87377	出願却下の処分
〃	〃	商願2007―87378	〃
東京都葛飾区立石４丁目６番５号	株式会社Ｅ．Ｒ．Ｄ	商願2007―90798	拒絶査定の謄本
東京都港区海岸３丁目26番地１号	株式会社ワイズメディアテクノロジー	商願2007―95416	拒絶理由通知書
〃	〃	商願2007―95416	通知書
東京都葛飾区立石４丁目６番５号	株式会社Ｅ．Ｒ．Ｄ	商願2007―95425	出願却下の処分
神奈川県横浜市神奈川区松本町４―31―８宮脇ビル２Ｆ	株式会社アトラス	商願2007―116797	登録査定の謄本
東京都江東区有明３―１―25　有明フロンティアビルＢ棟９階	株式会社Ｒｅｆｉｎｅ	商願2007―121848	拒絶査定の謄本
神奈川県横浜市神奈川区西寺尾３―28―24―307	池上　博	商願2008―48454	拒絶理由通知書
東京都文京区湯島４―６―12　湯島ハイタウンＢ704	高橋　定義	取消2009―301093	審判請求書副本
東京都千代田区鍛冶町２丁目３番３号	株式会社国土環境開発研究所	取消2009―300422	審決書謄本

上記の書類は、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

平成22年１月８日　　特許庁長官

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第１３００号
埼玉県熊谷市本町２丁目57番地
申立人　熊谷商工信用組合
本籍埼玉県大里郡寄居町大字鉢形2880番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所埼玉県大里郡寄居町、死亡年月日平成20年12月25日、出生の場所埼玉県大里郡寄居町、出生年月日昭和30年３月９日、職業管工事業
被相続人　亡　須賀　　功
事務所埼玉県熊谷市宮町１丁目63番地　小鮒法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小鮒　成忠
さいたま家庭裁判所熊谷支部

平成２１年（家）第７１６１２号
埼玉県春日部市緑町６丁目３番12―802号
申立人　木村　ヴヌン・マイク
本籍東京都豊島区南大塚１丁目1406番地、最後の住所東京都板橋区板橋３丁目４番２号藤畑荘Ｂ102、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日推定平成21年８月７日、出生の場所不詳、出生年月日大正14年８月14日、職業無職
被相続人　亡　木村　登代
事務所東京都千代田区神田佐久間町３―33三井田ビル６階
相続財産管理人　弁護士　織間　三郎
東京家庭裁判所

平成２１年（家）第７１６２８号
長野県伊那市西町5138番地９
申立人　小松　　清
本籍長野県伊那市高遠町小原694番地、最後の住所東京都台東区根岸５丁目５番２号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日平成20年11月頃、出生の場所長野県上伊那郡手良村大字澤岡1189番地、出生年月日昭和29年１月18日、職業不詳
被相続人　亡　小松　実夫
事務所東京都千代田区丸の内２丁目６番１号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山元　裕子（登録姓　安永）
東京家庭裁判所

平成２１年（家）第７１６６８号
東京都大田区山王３丁目17番23号
申立人　間宮　章夫
本籍東京都大田区山王３丁目1359番地、最後の住所東京都大田区山王３丁目17番19号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日平成21年９月25日、出生の場所東京都蒲田区北糀谷町2043番地、出生年月日昭和18年７月20日、職業不詳
被相続人　亡　間宮　孝子
事務所東京都千代田区丸の内２丁目６番１号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野寺良文
東京家庭裁判所

平成２１年（家）第７１６８０号
東京都新宿区西落合３丁目２番30号
申立人　渥美　國夫
本籍東京都豊島区南長崎４丁目2289番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日平成21年６月８日、出生の場所東京府豊多摩郡代々幡町大字幡ヶ谷868番地、出生年月日大正10年11月28日、職業無職
被相続人　亡　渥美　節夫
事務所東京都港区虎ノ門３丁目10番４―810号山口雅主法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　雅主
東京家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２１年（家）第５３４号
長野県松本市大字中山4111番地
申立人　小松　和茂
本籍長野県松本市大字芳川小屋534番地15、最後の住所長野県松本市大字芳川村井町220番地134、死亡の場所長野県松本市、死亡年月日平成20年８月24日、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭和30年９月22日、職業不明
被相続人　亡　早坂　直三
催告期間満了日　平成22年７月31日
長野家庭裁判所松本支部